

議案第46号

十勝圏複合事務組合規約変更の件

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更しようとするものであります。

平成30年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合規約(平成29年9月6日十地政第2183号指令)の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる」を「次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる」に改め、同条の表(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「、清水町」を、「豊頃町」の次に「、本別町、足寄町、陸別町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

十勝圏複合事務組合で共同処理しているごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町が加わることに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正案	現行
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる事務を共同処理する。	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
(1) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村
(2) 高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(3) 教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(4) 十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村
(5) し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
(7) 十勝川流域下水道施設	帯広市、音更町、芽室町、幕

改正案	現行
の維持管理・運営に関する事務 別町	の維持管理・運営に関する事務 別町
<p><u>附 則</u> この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	